

議案第48号

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月5日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町職員の育児休業等に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づき、所要の改正を行う。

2 改正内容

○部分休業の取得パターンの多様化

公務における部分休業は、現行制度上、1日に2時間の範囲内で取得できるが、新たに1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく部分休業を取得できるパターンを追加する。

なお、このパターンの部分休業と現行の部分休業のいずれかを取得するかは、職員による選択制とする。

3 附則

令和7年10月1日から施行する。

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の育児休業等に関する条例(平成4年日野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。次条において同じ。)</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第17条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 特別休暇のうち規則で定める育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第17条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。))の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 特別休暇のうち規則で定める育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を</p>

受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であ
って、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当
該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎
年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準と
して条例で定める時間)

第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間
を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に
応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間
数に十を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第17条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配
偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことそ
の他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつ
た事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3
項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に
達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める

事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第18条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、日野町職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第19条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第18条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、日野町職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第19条 第12条の規定は、部分休業について準用する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。